

## 報告第 23 号

### 臨時代理した事件(名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命)の承認について

名張市教育支援委員会規則(昭和52年教育委員会規則第4号)第3条の規定に基づく名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 6月 6日報告

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

## 名張市教育支援委員会 委員名簿

委嘱・任命期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

委員一覧					前委員（継続委員は除く）	
	区分	氏名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏名	所属団体・役職名
1	1号委員	稲持 英樹	なばりこどもクリニック 院長	平成27年4月1日		
2	1号委員	小林 穂高	名張市立病院副診療部長	平成31年4月1日		
3	2号委員	栗田 弘二	伊賀児童相談所主査	令和5年4月1日		
4	3号委員	浜口 寛規	伊賀つばさ学園教諭	令和6年4月1日	突山 祐	伊賀つばさ学園教諭
5	4号委員	西岡 俊充	すずらん台小学校長	令和5年4月1日		
6	4号委員	宮崎 慎治	百合が丘小学校長	令和5年4月1日		
7	5号委員	小谷 伸幸	蔵持小学校教諭	令和5年4月1日		
8	5号委員	山岡 正典	比奈知小学校教諭	令和6年4月1日	辻本 香	比奈知小学校教諭
9	5号委員	亀田 真理子	美旗小学校教諭	平成29年4月1日		
10	5号委員	山岡 久恵	桔梗が丘南小学校教諭	令和5年4月1日		
11	5号委員	藪根 裕生	すずらん台小学校教諭	平成31年4月1日		
12	5号委員	青山 千春	梅が丘小学校教諭	令和6年4月1日	羽後 和子	梅が丘小学校教諭
13	5号委員	青木 由美子	百合が丘小学校教諭	令和2年4月1日		
14	5号委員	黒宮 隆充	赤目中学校教諭	令和4年4月1日		
15	5号委員	濱村 麻世	南中学校教諭	令和5年4月1日		
16	5号委員	平野 かおる	桔梗が丘小学校教諭	令和6年4月1日	伊藤 晃子	つつじが丘小学校教諭
17	5号委員	山田 利佳	北中学校教諭	令和6年4月1日	越智 和実	名張中学校教諭
18	6号委員	中津 さおり	保育幼稚園室保育指導担 当室長	令和5年4月1日		
19	6号委員	千歳 美知代	子ども発達支援センター 副センター長	平成31年4月1日		
20	6号委員	中野 絢子	子ども発達支援センター 教育専門員	令和4年4月1日		

(設置)

**第1条** 特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対する就学支援の適正を期するとともに、就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行い、本市特別支援教育の振興及び充実を図るため、名張市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、保護者からの申出、学校長の内申又は公共機関からの連絡等に基づく教育委員会の要請に応じて次の事務を行う。

- (1) 就学指導及び就学支援に必要な資料の調査作成
- (2) 就学措置の総合判定及び就学先の調整
- (3) 入級指導及び入級支援並びに教育相談
- (4) 就学後の支援に関する助言
- (5) その他支援相談に必要な事務

(構成)

**第3条** 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 専門医師
- (2) 児童相談所の職員
- (3) 県立特別支援学校の職員
- (4) 名張市小中学校長会代表
- (5) 特別支援教育担当者
- (6) 市の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、次に掲げる者の出席を得て説明又は意見を求めることができる。

- (1) 当該学校長及び学級担任
- (2) 当該学校医又はこれに代わる専門医
- (3) 市及び市教育委員会関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他委員会が必要と認める者

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、教育委員会学校教育室において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の名張市中心身障害児就学指導相談委員会規則（昭和51年教育委員会規則第2号。以下「旧規則」という。）により委嘱されている委員の任期は、なお従前の例による。

3 旧規則により、現に審議中の案件は、この規則の規定により諮問したものとみなす。

**附 則**（平成4年6月5日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

**附 則**（平成11年3月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年4月10日教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市障害児就学指導相談委員会規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

**附 則**（平成19年1月15日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年7月8日教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市障害児就学指導相談委員会規則は、平成20年4月1日より適用する。

**附 則**（平成24年3月23日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。